

バリアフリー法施行令改正を受けた 福祉のまちづくり条例施行規則の改正について (建築物移動等円滑化基準)

建築局建築指導部建築企画課

令和7年5月27日

1 概要

- **バリアフリー法の施行令の改正**（令和6年6月21日公布、令和7年6月1日施行）
 - ・ 車椅子使用者用の「便所」「駐車場」：設置基準の見直し
 - 「劇場等の客席」：設置基準の創設

- 法施行令の改正に伴う**横浜市福祉のまちづくり条例規則改正**
 - ・ 改正基準が条例施行規則で定めている基準を一部上回るため、整合を図る
 - ➔ **公布日：令和7年5月30日（予定）**
 - 施行日：令和7年6月1日（予定）**

2-1 福祉のまちづくり条例の基準

- **建築物移動等円滑化基準（義務基準）**：バリアフリー法第14条第3項に基づく、**建築確認関係規定**
- **施設整備基準（自主基準）**：自治法根拠。条例において、**市独自の手続きである事前協議のほか、完了検査、勧告、勧告等の規定も置かれている。**

義務基準

条例第19条～第21条

【対象施設】

官公署、福祉ホームその他これらに類するもの、病院、診療所、学校、物販店、飲食店、集会場、百貨店、ホテル、共同住宅など

【対象基準】

- ①移動等円滑化経路 ②敷地内の通路 ③駐車場
- ④出入口 ⑤廊下等 ⑥階段 ⑦傾斜路
- ⑧エレベーター等 ⑨便所 ⑩劇場等の客席
- ⑪浴室等 ⑫客室 ⑬標識
- ⑭案内設備及び至る経路

自主基準

条例第25条

【対象施設】

義務対象施設に加えて、認可外保育施設、事務所、寄宿舍など

【対象基準】

- ①～⑭及びそれらに係る構造基準の上乗せ
- ⑮情報伝達設備 ⑯誘導設備等
- ⑰附帯設備 ⑱客席及び舞台 等

2-2 建築物移動等円滑化基準（義務基準）について

法第14条第3項に基づき、条例で付加できる

- ① 特別特定建築物を付加（条例第19条）
- ② 対象規模要件を引き下げ（条例第20条）
- ③ 建築物移動等円滑化基準を付加（条例第21条）

①特別特定建築物の追加と②対象規模要件の引下げ

福祉のまちづくり条例

バリアフリー法

特別特定建築物 (施行令第5条)	対象規模要件 (施行令第9条)
<ul style="list-style-type: none"> 公立小学校等 病院、診療所 劇場、観覧場、映画館、演芸場 集会場、公会堂 展示場 百貨店、マーケットその他の物品店舗 ホテル、旅館 保健所、税務署その他官公署 老人ホーム、福祉ホーム等（主として高齢者、障害者等が利用するもの。） 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター等 体育館、水泳場、ボーリング場、遊技場 博物館、美術館、図書館 公衆浴場 飲食店 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他サービス店舗 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの 自動車駐車場 公衆便所 公共用歩廊 	2,000㎡以上



特別特定建築物 (第19条)	対象規模要件 (第20条)
<ul style="list-style-type: none"> 病院、診療所（患者の収容施設があるもの） 集会場（一の集会室の床面積が200㎡を超えるもの）、公会堂 保健所、税務署その他官公署 老人ホーム、保育所、福祉ホーム等（令第5条第9号に規定するもの以外も含む） 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター等 博物館、美術館、図書館 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの 公衆便所 	0㎡以上
<ul style="list-style-type: none"> 診療所（患者の収容施設がないもの） 劇場、観覧場、映画館、演芸場 百貨店、マーケットその他の物品店舗 遊技場 飲食店 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他サービス店舗 	300㎡以上
<ul style="list-style-type: none"> 学校（令第5条第1号に規定する学校以外も含む） 集会所（全ての集会室の床面積が200㎡以下にもの） 展示場 ホテル、旅館 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設（令第5条第11号に規定するもの以外も含む） 公衆浴場 自動車駐車場 	1,000㎡以上
<ul style="list-style-type: none"> 共同住宅 公共用歩廊 	2,000㎡以上

※赤字：条例で追加した用途及び引下げた規模要件

2-2 建築物移動等円滑化基準（義務基準）について

③ 建築物移動等円滑化基準の付加

条例第21条 建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、規則で規定
→ **政令+規則で付加された事項が審査対象**

規則第3条の2 規則で定める付加する事項は、別表第1の2から別表第1の4

- 別表第1の2 建築物移動等円滑化基準（500平方メートル以上）
- 別表第1の3 建築物移動等円滑化基準（共同住宅）
- 別表第1の4 建築物移動等円滑化基準※（500平方メートル未満）

※施行令第10条により500平方メートル未満の建築物については、第20条（標識）及び第26条（移動等円滑化基準）のみが適用される。
→ **500㎡以上の建築物にかかる政令基準と同じ基準となるよう付加**（政令第20条・第26条と重複する規定部分は備考で打ち消し）

3-1 規則改正の概要【便所】

現行	バリアフリー 施行令	福まち条例 規則
1 不特定 多数利用 便所の数	—	—
2 車椅子 使用者用 便房の数	便所を設ける場合は建築物に 1以上	—



改正後	バリアフリー 施行令	福まち条例 規則
1 不特定 多数利用 便所の数	原則、不特定多数の者等が利 用する階の数以上	500㎡以上：同左 500㎡未満：—
2 車椅子 使用者用 便房の数	原則、不特定多数利用便所を 設ける階ごとに1以上※	1,000㎡以上：同左 500～1,000㎡：建築物に1 以上 500㎡未満：便所を設ける 場合は1以上

※ 車いす使用者用便房の数

(1) 大規模階がある場合

- ①当該階の床面積が10,000㎡を超え40,000㎡以下の場合、当該階に2以上
- ②当該階の床面積が40,000㎡を超える場合、20,000㎡ごとに1を追加した数（端数は切り上げ）

(2) 小規模階がある場合

1,000㎡に達するごとに1以上（端数は切り捨て）

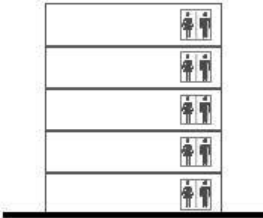

*床面積とは、「不特定多数の者等が利用する部分の床面積」をいう。

3-1 規則改正の概要【便所】

① 不特定多数利用便所の設置数の基本的な考え方

※国土交通省のHP掲載資料を一部引用しています。

- 不特定多数の者等が利用する便所は、原則、不特定多数の者等が利用する階の数以上を設ける。
- その設置にあたっては、管理運営方法などを勘案し、その利用に支障が生じない位置に設ける。

	ケース1 (標準的な場合)	ケース2 (従業員専用階がある場合)
不特定多数の者等が利用する便所の設置イメージ		
階数	5	5
不特定多数の者等が利用する階の数	5	3
不特定多数の者等が利用する便所の必要設置数	5以上	3以上

「不特定多数の者等」とは

- ・不特定かつ多数の者、又は主として高齢者、障害者等を指す
- ・従業員のみが利用する階（バックヤードのみの階など）は、特定の者が利用する階であるため、「不特定多数の者等が利用する階」には該当しない

「利用に支障が生じない位置」とは

- ・特定の階に偏ることなく設けることにより、利用上の支障は生じにくい
(例えば、特定の階に必要設置数の全ての便所を設ける等の場合は、利用上の支障が生じる場合がある)

- 以下の階は、不特定多数の者等が利用する階から除外する。
- ① 地上階で、便所を設ける施設が同一敷地内かつその階の出入口付近（近接）にある階
 - ② 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階
 - ③ 不特定多数の者等が滞在する時間が短い階
 - ④ ②、③のほか、管理運営上やむを得ない階

	ケース1 (①の場合)	ケース2 (②③の場合)	ケース3 (④の場合)
不特定多数の者等が利用する便所の設置イメージ	<p>※ 便所を設ける施設に近接する位置に複数棟ある場合、それぞれが本要件に該当するものとする</p>		<p>※ 商業施設の1階部分で施設の管理運営上設置が困難</p>
階数	5	5	5
不特定多数の者等が利用する階の数	5	5	5
除外する階の数	1	2	1
不特定多数の者等が利用する便所の必要設置数	4以上	3以上	4以上

「管理運営上やむを得ない階」の例

 …不特定多数の者等が利用する階の数から除外する階

- ・商業施設の1階部分で施設の管理運営上、設置困難な階
- ・ホテル・旅館で、客室内に便所が設置されている客室のみが存する階 など

- 各便所設置階における便所の箇所数は、
 - ① 男子用及び女子用の**区別**を設け、その両方が設置される場合、男子用と女子用の**1組**で**1箇所**とする
 - ② 男子用及び女子用の**区別**を設け、その**いずれか一方のみ**が設置される場合、当該便所ごとに**1箇所**とする
 - ③ 男子用及び女子用の**区別**を設けず、**共用便所**として設置される場合、当該便所ごとに**1箇所**とする

	ケース1 (①②の場合)	ケース2 (①～③の場合)
不特定多数の者等が 利用する便所の設置 イメージ	<p style="text-align: center;">男女一組</p> <p style="text-align: right;">便所の 箇所数</p> <p style="text-align: right;">1</p> <p style="text-align: right;">2</p> <p style="text-align: right;">1</p> <p style="text-align: right;">1</p> <p style="text-align: right;">1</p>	<p style="text-align: center;">男女一組</p> <p style="text-align: right;">便所の 箇所数</p> <p style="text-align: right;">2</p> <p style="text-align: right;">2</p> <p style="text-align: right;">2</p> <p style="text-align: right;">1</p> <p style="text-align: right;">1</p>
不特定多数の者等が 利用する便所の箇所数	<p>6</p> <p>(内訳：①男女 5、②女子 1)</p>	<p>8</p> <p>(内訳：①男女 1、②男子 3③女子 2、④共用 2)</p>

同一階で男子用と女子用が離れて設置される場合

- ・同一階で男子用と女子用が離れて設置されていても、男子用と女子用の1組で1箇所とする

男子用又は女子用の便所を設ける場合

- ・男女1組に加え、男子用又は女子用の便所を設ける場合は2箇所とする
- ・同一階に男子用又は女子用のいずれか一方の便所のみを複数設ける場合は当該便所ごとに1箇所とする

3-1 規則改正の概要【便所】

② 車椅子使用者用便所の設置数の基本的な考え方

※国土交通省のHP掲載資料を一部引用しています。

- 車椅子使用者用便房は、原則、不特定多数の者等が利用する便所を設ける階ごとに1箇所以上を設ける。
- ただし、以下の場合を除く。
 - ① 地上階で、車椅子使用者用便房を設ける施設が同一敷地内かつその階の出入口付近にある場合
 - ② 当該階に設けるべき車椅子使用者用便房を別の階に設ける場合
 - ③ 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が1,000㎡未満の階（小規模階）を有する場合
 - ④ 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が10,000㎡超の階（大規模階）を有する場合

	ケース1	ケース2 (便所のない階がある場合)	ケース3 (①の場合)	ケース4 (②の場合)
車椅子使用者用便房の設置イメージ				
不特定多数の者等が利用する便所設置階数	5	3	2	5
車椅子使用者用便房の必要設置数	5以上	3以上	2以上	5以上

車椅子使用者用便房について男女の区別を設ける場合

- ・男子用、女子用をそれぞれ1箇所以上を設けることが必要
- ・ただし、男子用（又は女子用）の便所のみが設置されている階においては、男子用（又は女子用）の車椅子使用者用便房のみの設置で足りる

- 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が**1,000㎡未満の階**（小規模階）を有する場合、小規模階の床面積の合計が**1,000㎡に達する毎に1箇所以上**を設ける。
- なお、小規模階における**便所設置階の数が面積から算定した箇所数より少ない場合、便所設置階の数とする。**

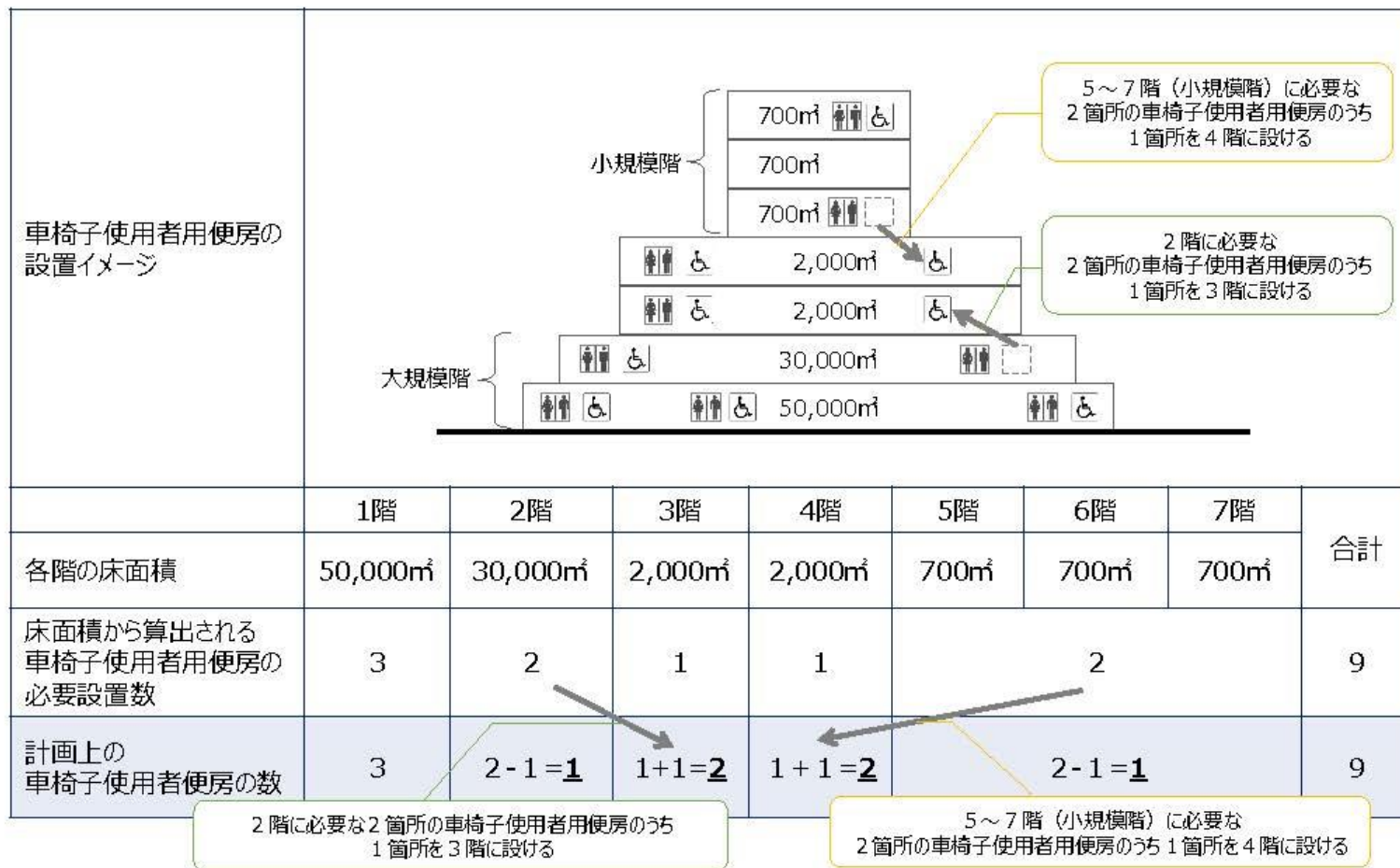
	ケース①	ケース②	ケース③
	400~599.8㎡/階	600~799.8㎡/階	800~999.8㎡/階
車椅子使用者用便所の設置イメージ			
延べ床面積	2,000~2,999㎡	3,000~3,999㎡	4,000~4,999㎡
不特定多数の者等が利用する便所設置階数	5	5	5
車椅子使用者用便所の必要設置数	2以上	3以上	4以上

車椅子使用者用便所の設置位置

・建築条件に応じた設計の自由度を確保するため、設置位置は任意

- 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が**10,000㎡超の階**（大規模階）を有する場合
 - ① 10,000㎡超～40,000㎡以下 **2箇所以上**
 - ② 40,000㎡超～ **20,000㎡毎に1箇所を追加**
- なお、当該階に設ける不特定多数の者等が利用する**便所の箇所数**が**面積から算定した箇所数より少ない**場合、当該**便所の箇所数**とする。

	ケース1	ケース2
	30,000㎡/階	70,000㎡/階
車椅子使用者用便所の設置イメージ		
各階の床面積から算定する車椅子使用者用便所の必要設置数	2	4
当該階の不特定多数の者等が利用する便所設置数	2	3
当該階に設ける車椅子使用者用便所の必要設置数	2以上	3以上



- 同一敷地内に複数棟の建築物が立地する場合、車椅子使用者用便房の必要設置数の算定にあたっては、これらをまとめて一の建築物として取り扱う。
- 同一敷地内に床面積が1,000㎡に満たない小規模階を有する建築物が複数棟立地する場合は、全ての建築物の小規模階の床面積の合計をもとに小規模階における車椅子使用者用便房の必要設置数を算出する。

	ケース1	ケース2	ケース3
建築物のイメージ			
小規模階(1,000㎡未満)の必要設置数 (小規模階の床面積合計)	2 (300㎡×8=2,400㎡)	1 (300㎡×4=1,200㎡)	1 (300㎡×4=1,200㎡)
大規模階(10,000㎡超)の必要設置数	-	-	2
小規模階、大規模階以外の必要設置数	-	2	1
車椅子使用者用便房の必要設置数	2	3	4

※ 当該階に設ける不特定多数の者等が利用する便所の箇所数が面積から算定した箇所数より少ない場合は、当該便所の箇所数とする。10

- 複合用途の建築物に設ける「不特定多数の者等が使用する便所」については、原則、各用途ごとに必要設置数を満たす必要がある。
- ただし、利用する用途に関わらず当該便所を常時利用できるような施設運用を行う場合には、便所は各用途ごとではなく、共用して設置することができる。

	ケース1 (便所を常時共用する場合)		ケース2 (時間によって共用しない便所がある場合)	
車椅子使用者用便所の設置イメージ				
用途	物販店舗	飲食店	物販店舗	飲食店
各階床面積	4,000㎡/階	2,000㎡/階	4,000㎡/階	2,000㎡/階
営業時間	10時～21時		9時～21時 (閉店時便所使用不可)	10時～23時 (閉店時便所使用不可)
不特定多数の者等が利用する便所の必要設置数	3以上		3以上	2以上
車椅子使用者用便所の必要設置数	3以上 (設置位置は任意)		9時～10時 3以上	10時～21時 3以上
			21時～23時 -	2以上

- 渡り廊下で連結している建築物の場合、**渡り廊下で連結されているフロア**については**当該フロア全体の床面積**に応じて車椅子使用者用便房の必要設置数を算定する。
- **渡り廊下で連結されていないフロア**は、**それぞれのフロアの床面積**に応じて車椅子使用者用便房の設置数を算定する。

車椅子使用者用便房の設置イメージ	A棟 各階1,500㎡		渡り廊下 2階：300㎡		B棟 各階1,500㎡					
										
	1階		2階		3階	4階		5階		合計
	A棟	B棟	A棟	B棟	A、B棟	A棟	B棟	A棟	B棟	
各階の床面積	1,500㎡	1,500㎡	1,500㎡	1,500㎡	3,300㎡	1,500㎡	1,500㎡	1,500㎡	1,500㎡	
床面積から算出される車椅子使用者用便房の必要設置数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9

3-1 規則改正の概要【便所】

③ 増築等の場合の設置数の基本的な考え方

※国土交通省のHP掲載資料を一部引用しています。

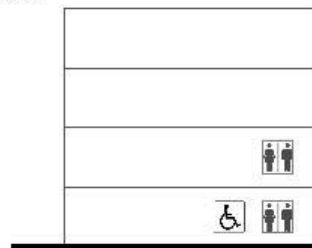
- 増築等をする場合には、以下の規定が適用される。
 - ① 不特定多数の者等が利用する便所は、増築等に係る部分を有する階の数以上を設ける。
 - ② 当該階の車椅子使用者用便房[※]の必要設置数は、増築等に係る部分の面積及び不特定多数の者等が利用する便所（既存のものを含む）の箇所数を元に算定する。
 - ③ 既存の便所・車椅子使用者便房がある場合、既存のもの数と新設するもの数を合算して、必要設置数を満たせばよいとする。

※当該階に設けるべき車椅子使用者用便房を別の階に設置することも可

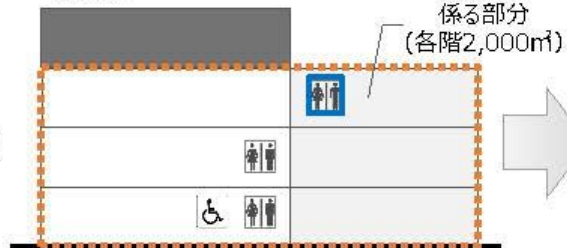
	増築等に係る部分	左記以外の部分	備考
便所	増築等に係る部分を有する階の数以上を設ける		<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の便所と新設する便所の数を合算して、必要設置数を満たせばよい。
車椅子使用者用便房	増築等に係る部分を有する階で、便所を有する階に基準に沿った数を設ける		<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の車椅子使用者用便房と新設する車椅子使用者用便房の数を合算して、必要設置数を満たせばよい。 ・ 必要数の算出に用いる面積は増築等に係る部分のみの面積を対象とする。
客席	基準に沿った数を設ける	基準なし	<ul style="list-style-type: none"> ・ 劇場等の客席以外の部分の増築等をする場合は改修は不要。
駐車場		駐車場全体で1箇所以上を設ける	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の車椅子使用者用駐車施設と新設する車椅子使用者用駐車施設の数を合算して、必要設置数を満たせばよい。 ・ 増築等に係る部分に駐車場がない場合、左記以外の部分の基準を適用する。

ケース1 (増築等に係る部分の床面積が各階2,000mの場合)

現況



増築後①



増築後②



増築等に係る部分を有する階

...新設する便所

...新設する車椅子使用者用便房

車椅子使用者用便房の必要設置数の算定手順

1~3階を増築
(各階2,000㎡)

増築を行う階 (1~3階) に基準を適用し、
増築を行う階の数 (3) 以上の
不特定多数の者等が利用する便所を計画*

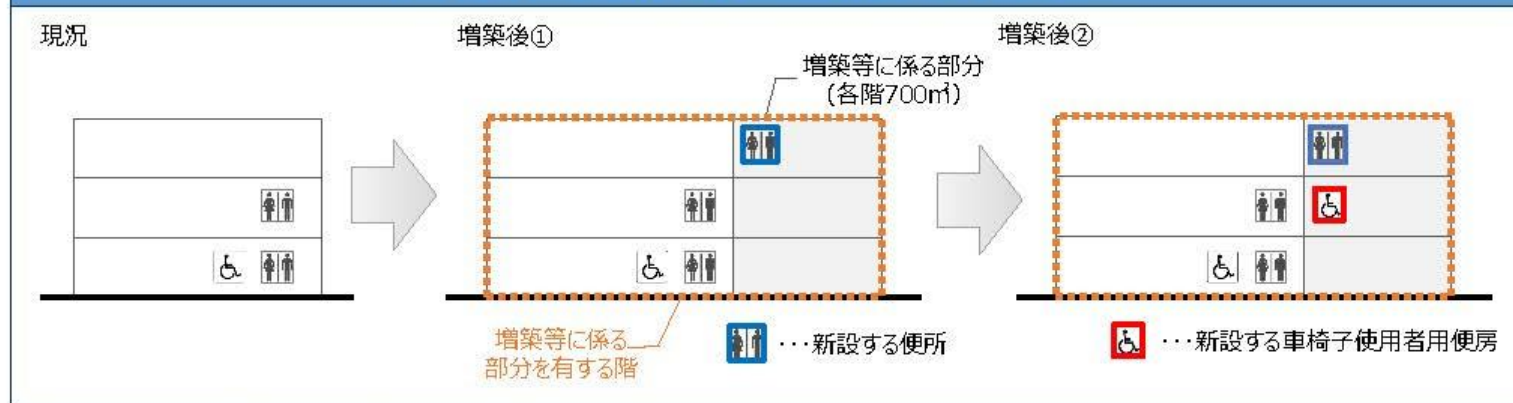
既存の便所が2箇所あるため、
 $3 - 2 = 1$ 箇所以上の
不特定多数の者等が利用する便所を新設

増築後の各階 (1~3階) で
便所を設ける階に1箇所以上の
車椅子使用者用便房を計画*

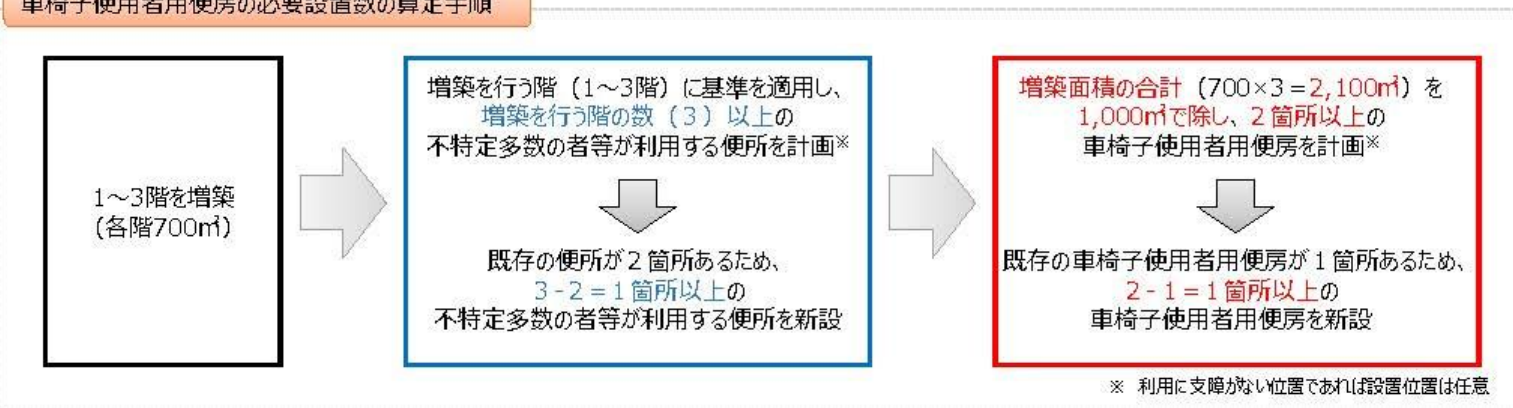
既存の車椅子使用者用便房が1箇所あるため、
 $3 - 1 = 2$ 箇所以上の
車椅子使用者用便房を新設

* 利用に支障がない位置であれば設置位置は任意

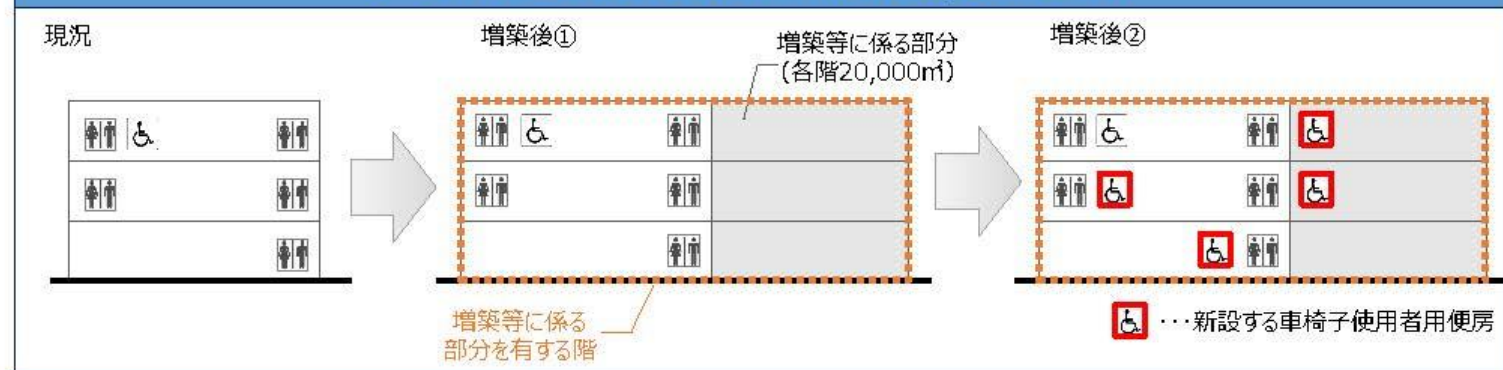
ケース2 (増築等に係る部分の床面積が各階700㎡の場合)



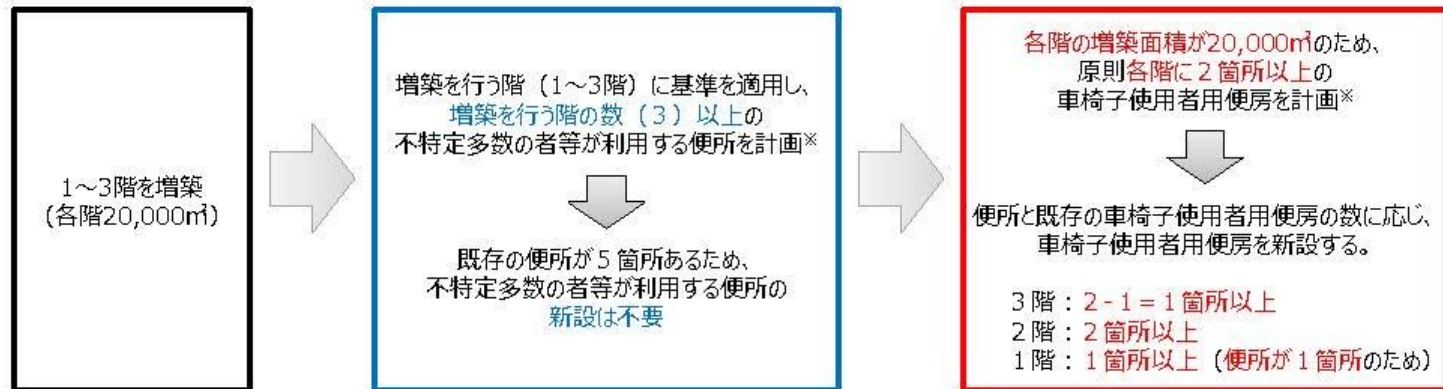
車椅子使用者用便房の必要設置数の算定手順



ケース3 (増築等に係る部分の床面積が各階20,000m²の場合)



車椅子使用者用便房の必要設置数の算定手順



※ 利用に支障がない位置であれば設置位置は任意

3-1 規則改正の概要【便所】

④ 不特定多数利用便所の構造基準の適用範囲【増築の場合】

3-1 規則改正の概要【便所】

現行	福まち条例 規則
不特定多数 利用便所の 整備範囲	施設内の 全て の不特定多数利用便所 を構造基準★に適合させる



改正後	福まち条例 規則
不特定多数利 用便所の整備 範囲	500㎡以上：増築等に係る部分を有する 階の数以上 500㎡未満：便所を設ける場合は1以上 を構造基準★に適合させる

【構造基準★】

不特定多数利用便所は、次に掲げるものでなければならない。

- ・ 出入口の幅は80cm以上
- ・ 洗面器の両側に手すりを設置（1以上）
- ・ 男子用小便器は、床置き式、壁掛式（受け口高さ35cm以下）、その他これらに類するものとする（1以上）
- ・ 男子用小便器の前面及び両側に手すりを設置（1以上）
- ・ 便房内（車椅子使用者用以外）に手すり設置（1以上）

など

※不特定多数の者等が利用する部分を増築する階に限る。

3-1 規則改正の概要【便所】

～増築等部分が500㎡未満の適用例～

【前提】用途：病院、福祉施設等／対象規模0㎡～／既存の車椅子使用者用便房：なし

	ケース1	ケース2	ケース3
規模	既存300㎡ 増築100㎡ 計400㎡	既存300㎡ 増築50㎡ 計350㎡	既存24,000㎡ 用変400㎡ 計24,000㎡
適用イメージ	<p>※既存便所：2</p>	<p>※既存便所：0 ※同一敷地内の別棟増築</p>	<p>※既存便所：3</p>
不特定多数利用便所の数	既存便所があるため1以上 ※既存便所1箇所改修すれば新設不要	—	既存便所があるため1以上 ※既存便所1箇所改修すれば新設不要
車椅子使用者用便房の数	1以上 ※既存部分への設置でも可	(便所を設ける場合は1以上)	1以上 ※既存部分への設置でも可

不特定多数利用便所（既存）
 不特定多数利用便所（改修）
 不特定多数利用便所（新設）
 車椅子使用者用便房（新設）

※改修とは、便所の構造基準（規則別表1の4の9の項(1)）に適合させることをいう。

3-1 規則改正の概要【便所】 ~増築等部分が500㎡以上1,000㎡未満の適用例~

【前提】用途：病院、福祉施設等／対象規模0㎡～／既存の車椅子使用者用便房：なし

	ケース1	ケース2	ケース3
規 模	既存2,000㎡ 増築600㎡ 計2,600㎡	既存2,000㎡ 増築600㎡ 計2,600㎡	既存24,000㎡ 用変800㎡ 計24,000㎡
適用 イメージ	<p>※既存便所：2</p>	<p>※既存便所：1</p>	<p>※既存便所：3</p>
増築等を 有する階 の数	2	2	1
不特定多 数利用便 所の数	2以上 ※既存便所2箇所改修すれば新設不要	2以上 ※既存便所1箇所改修し、 2階は車椅子使用者用便房を兼ねている	1以上 ※既存便所1箇所改修すれば新設不要
車椅子使 用者用便 房の数	1以上 ※既存部分への設置でも可	1以上 ※増築等部分への設置でも可	1以上 ※既存部分への設置でも可

3-1 規則改正の概要【便所】～設置数まとめ～

【新築の場合】		1 不特定多数利用便所の数	2 車椅子利用者用便房の数	(備考)
特別特定建築物の用途に供する部分の床面積の合計 ※1	1,000㎡以上	<p>不特定多数の者等が利用する階の数以上</p> <p>以下の階は、不特定多数の者等が利用する階から除外する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 地上階で、便所を設ける施設が同一敷地内かつその階の出入口付近にある階 ◆ 不特定多数の者等が利用する部分の面積が著しく小さい階 ◆ 不特定多数の者等が滞在する時間が短い階 ◆ 管理運営上やむを得ない階 	<p>不特定多数利用便所を設ける階ごとに、原則1箇所以上</p> <p>以下の階を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 地上階で、車椅子利用者用便房を設ける施設が同一敷地内かつその階の出入口付近にある場合 ◆ 当該階に設ける車いす利用者用便房を別の階に設ける場合 ◆ 小規模階を有する場合※2 1,000㎡に達するごとに1以上 ◆ 大規模階を有する場合、当該階が※3 10,000㎡超～40,000㎡以下 2箇所以上 40,000㎡超～20,000㎡毎に1箇所を追加 ◆ 小規模階の床面積の合計が1000㎡未満の場合※4（小規模階のみを有する建築物に限る。）1箇所以上 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 車椅子利用者用便房の数は、当該階に設ける不特定多数利用便所の数を上限とする。 ➢ ※1はバックヤード等も含む床面積 ➢ ※2～4は、不特定多数の者等が利用する部分の床面積で算定する。（バックヤード等は含まない）
	500㎡以上 1,000㎡未満		1箇所以上	
	500㎡未満	—	不特定多数利用便所がある場合は、1箇所以上	

3-1 規則改正の概要【便所】～設置数まとめ～

【増築等の場合】		1 不特定多数利用便所の数	2 車椅子利用者用便房の数	(備考)
増築等に係る部分の床面積の合計 ※1	1,000㎡以上	<p>増築等に係る部分を有する階の数以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・増築等に係る部分がバックヤードのみの階は、階の数に含まれない。 ・階の算定から除外できる階は、新築の場合と同じ。 	<p>増築等に係る部分を有する階で、便所を有する階に原則1箇所以上</p> <p>以下の階を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 地上階で、車椅子利用者用便房を設ける施設が同一敷地内かつその階の出入口付近にある場合 ◆ 当該階に設ける車いす利用者用便房を別の階に設ける場合 ◆ 増築等に係る部分の床面積が1,000㎡未満の階を有する場合※2 1,000㎡に達するごとに1以上 ◆ 増築等に係る部分の床面積が10,000㎡を超える階を有する場合当該階が※3 10,000㎡超～40,000㎡以下 2箇所以上 40,000㎡超～ 20,000㎡毎に1箇所を追加 ◆ 増築等に係る部分の床面積の合計が1000㎡未満の場合※4 1箇所以上 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 車椅子利用者用便房の数は、当該階に設ける不特定多数利用便所の数を上限とする。 ➢ ※1はバックヤード等も含む床面積 ➢ ※2～4は、増築等に係る部分のうち不特定多数の者等が利用する部分の床面積で算定する。(バックヤード等は含まない)
	500㎡以上 1,000㎡未満		1箇所以上	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 既存の便所・車椅子利用者用便房と新設するものの数を合算して設置数を満たせばよい。
	500㎡未満	—	既存部分又は増築部分に不特定多数利用便所がある場合は、1箇所以上	

3-1 規則改正の概要【便所】 ～Q&A～

NO.	Q	A
1	<p>以下は不特定多数利用便所として数えて良いか。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 大便器一つのみの一室の便所・ 車椅子利用者用便房のみを設ける便所	<p>不特定多数利用便所として数えることは可能です。</p>
2	<p>政令第14条第1項中「国土交通大臣が定める数を加えた数」とあるが、具体的な規定はあるのか。</p>	<p>当該部分の告示は現時点では未制定のため、具体的な規定はありません。</p>
3	<p>同一敷地内に建築物が複数棟ある場合、車椅子利用者用便房の設置数は棟ごとに算定が必要か。</p>	<p>原則として棟ごとに設置が必要ですが、同一敷地内に1,000㎡未満の建築物が複数棟ある場合には、技術的助言参考資料P10の複数棟が立地する場合のとおり。なお、複数棟の床面積（不特定多数の者等が利用する部分の床面積）の合計が1,000㎡未満の場合には、規則の規定により車椅子利用者用便房が必要です。</p>

3-1 規則改正の概要【便所】 ～Q & A～

NO.	Q	A
4	「不特定多数の者等が利用する部分の床面積」に該当しない部分とは。	従業員専用部分や機械室などバックヤード等の部分は「不特定多数の者等が利用する部分の床面積」に該当しません。なお、これらの部分のみの階は「不特定多数の者等が利用する階」に該当しません。
5	500㎡未満の特別特定建築物又は増築等の面積の合計が500㎡未満の場合、原則各階に不特定多数利用便所の設置が必要か。	500㎡未満の特別特定建築物は、不特定多数利用便所の設置は義務ではありませんが、設ける場合は、整備基準に適合させる必要があります。また、増築等の面積の合計が500㎡未満で既存便所がある場合は、1箇所以上を改修又は新設し構造基準に適合した便所を設置する必要があります。
6	特別特定建築物に不特定多数の者等が利用する駐車場が付属する場合、車椅子利用者用便所の設置数の算定について、当該駐車場の階の床面積は含まれるか。	含まれます。なお、便所設置階（車椅子利用者用便房のみの階は除く。）の数が、小規模階の面積から算定した個所数より少ない場合は、車椅子利用者用便房の数は便所設置階の数でよいです。また、当該階が駐車場のみの階である場合は、告示第1074号第2第2号「滞在時間が短い階」として不特定多数の者等が利用する階数算定からは除外できません。（別棟で機械式又は自走式駐車場のみの場合も同様。）

3-1 規則改正の概要【便所】 ～Q & A～

NO.	Q	A
7	増築等の部分が従業員専用部分のみの場合であっても、便所及び車椅子利用者用便所の設置は必要か。	増築等の部分が従業員専用部分のみなど不特定多数の者等が利用する部分がない場合には、不特定多数利用便所の設置を要する階には該当しないため、便所の設置を要しません。また、車椅子利用者用便房の必要数算出に用いる増築等部分の面積にも含まれません。
8	令第14条第1項について、利用居室が無い階は不特定多数利用便所の設置は不要か。	利用居室の有無によらず、不特定多数の者等の利用があるかどうかで判断することとなります。なお、告示第1074号第2各号に該当する場合は、不特定多数の者等の利用があっても便所の設置は不要となります。
9	告示第1074号第2第2号の不特定多数利用階から除外する階の「床面積が著しく小さい階」の規模と具体例、「滞在する時間が短い階」の具体例は。	「床面積が著しく小さい階」について具体的な規模の規定はありません。これらの階の具体例としては通過動線のみ、駐車場のみの階、ATMのみの階などが想定されます。

3-1 規則改正の概要【便所】 ～Q & A～

NO.	Q	A
10	共同住宅の場合、各階に多数が利用する便所の設置と車椅子使用者用便所の設置は必要か。	共同住宅（付属の駐車場を含む）については、全ての階について令和6年告示第1074号第2第2号「管理運営上不特定多数利用便所を設けないことがやむを得ないと認められる階」として取り扱って差し支えないものとします。ただし、共用部に多数の者が利用する便所を設ける場合は、車いす使用者用便所の設置が必要となります。
11	「やむを得ないと認められる」ことについて、確認申請図書に何を記載し、どのように審査する必要があるか。また、審査の中で認定手続きが必要となるのか。	設計者が確認申請図書にその理由（床面積が著しく小さい等）を明記し、審査者はその理由が明記されていることを確認することが考えられます。なお、認定手続きは不要です。
12	小規模階（床面積が1000㎡未満の階）を有する場合の車椅子使用者用便所の設置数の算定について、小規模階の床面積の合計には、告示第1074号第2各号の規定により便所を設置していない階の床面積は不算入としてよいか。	すべての小規模階（バックヤード等を除き、床面積が1,000㎡未満の階）の床面積を合計する必要があります。なお、便所設置階（車椅子使用者用便房のみ）の数が、小規模階の面積から算定した個所数より少ない場合は、車椅子使用者用便房の数は便所設置階の数でよいです。

	図書の種類	明示すべき事項	留意事項
便所	各階平面図	政令第14条第1項に規定する便所の位置及び構造	<ul style="list-style-type: none"> 各便所、便所の位置に加えてその構造を記載し、告示に規定する車椅子使用者用便所の構造基準に適合する旨を明記する。 不特定多数の者等が利用しない階がある場合、当該階を不特定多数の者等が利用しない旨を明記する。 不特定多数の者等が利用する便所を各階に設けない場合、利用する上で支障がない旨を明記する。 床面積、利用方法を勘案して不特定多数の者等が利用する階から除外する階がある場合、当該階を除外する旨及びその理由を明記する。 車椅子使用者用便所の設置を不要とする階がある場合、当該階への設置を不要とする旨及びその理由を明記する。
劇場等の客席	各階平面図	劇場等の客席の名称及び位置、当該客席に設ける座席の数並びに当該客席に設ける車椅子使用者用部分の数、位置及び構造	<ul style="list-style-type: none"> 劇場等の客席で移動可能な席等を設ける場合は、その種別（スタッキングチェアなど）及び位置を明記する。
		政令第19条第1項に規定する移動等円滑化経路の位置 政令19条第2項第2号から第4号までに規定する移動等円滑化経路を構成する出入口、廊下等及び傾斜路の構造	<ul style="list-style-type: none"> 当該客席の出入口から、車椅子使用者用部分に至る経路の1以上は移動等円滑化経路とし、その位置及び出入口、廊下等及び傾斜路の構造を明記する。
駐車場	配置図	政令第18条第1項本文に規定する駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場における駐車施設の総数）	<ul style="list-style-type: none"> 不特定多数の者等が利用しない駐車施設（従業員用駐車施設や公共用充電施設を有する駐車施設等）がある場合、その種類と位置を明記する。
		政令第18条第1項に規定する車椅子使用者駐車施設の数、位置及び寸法	
		その他政令18条第1項ただし書の規定に適合することを確認するために必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> 機械式駐車場を車椅子使用者が利用する上で支障がないものとして整備する場合、その位置及び車椅子使用者が円滑に自動車に乗降する事が可能な場所を設ける旨を明記する。

3-2 規則改正の概要【駐車施設】

現行	バリアフリー 施行令	福まち条例 規則
車椅子使用者用駐車施設の数	1以上設ける	1以上設ける（機械式以外の駐車施設の総数が100を超えるときは100分の1以上）
機械式駐車場の構造基準	—	<ul style="list-style-type: none"> 乗降スペースは水平な場所に設ける 車椅子使用者が円滑に利用できる構造
機械式以外の駐車場の構造基準	<ul style="list-style-type: none"> 幅は350cm以上 利用居室までの経路ができるだけ短くなる位置 	左記に加え、 <ul style="list-style-type: none"> 奥行き600cm以上（2台目以降500cm以上） 水平な場所 シンボルマーク塗布



改正後	バリアフリー 施行令	福まち条例 規則
車椅子使用者用駐車施設の数	<ul style="list-style-type: none"> 駐車施設の総数が200以下の場合 ：2%以上 駐車施設の総数が201以上の場合 ：1%+2以上 	
機械式駐車場の構造基準	出入口部分に車椅子使用者が円滑に乗降することが可能な場所を1以上設ける	<ul style="list-style-type: none"> 同左 車椅子使用者が円滑に利用できる構造
機械式以外の駐車場の構造基準	改正なし	改正なし

端数は切り上げ

機械式駐車場に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合

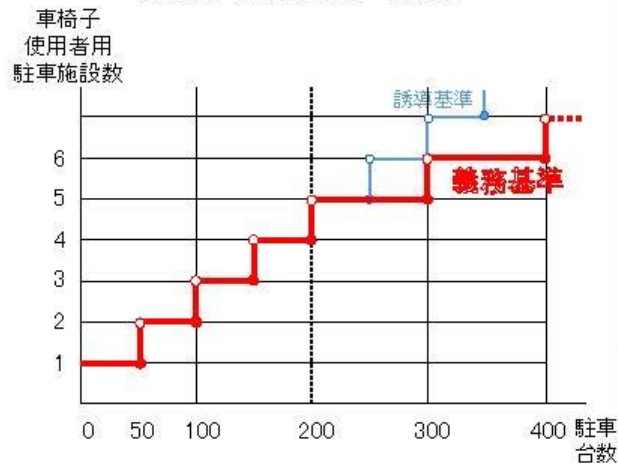
3-2 規則改正の概要【駐車施設】

① 車椅子利用者用駐車施設の設置数の考え方

※国土交通省のHP掲載資料を一部引用しています。

- 不特定多数の者等が利用する駐車場には、原則、駐車施設の数に対する割合で定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける。
 - ① 駐車施設の総数が200以下の場合 2%以上
 - ② 駐車施設の総数が201以上の場合 1%+2以上
- 同一敷地内に複数の駐車場を設ける場合は、駐車施設の総数に対して必要な車椅子使用者用駐車施設の数を算定する。

＜義務基準と誘導基準の比較＞



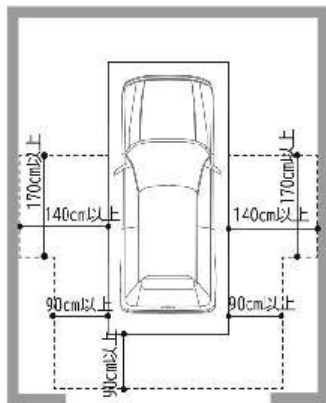
複数の駐車場を設ける場合	
車椅子使用者用駐車施設の設置イメージ	
車椅子使用者用駐車施設の必要設置数	駐車施設の総数 90 + 60 + 70 + 80 = 300台 300台 × 1% + 2 = 5台 ※駐車場①～④での配置は任意

「不特定多数の者等が利用する駐車場」、「当該駐車場に設ける駐車施設」に該当しないものは

- ・従業員のみが利用する駐車場は、「不特定多数の者等が利用する駐車場」に該当しない。
- ・公共用充電施設を有する駐車施設等の使用者が限定される駐車施設は、「当該駐車場に設ける駐車施設」に該当しない。

○ 出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が設けられている機械式駐車場を車椅子使用者用駐車施設として設けることも可能とする。

＜車椅子使用者が円滑に乗降可能な機械式駐車場の例＞



フルフラット化の例



	複数の駐車場を設ける場合①	複数の駐車場を設ける場合②
車椅子使用者用駐車施設の設置イメージ	<p>平面駐車場 (100台)</p> <p>機械式駐車場* (20台)</p> <p>建築物</p> <p>※車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な機械式駐車場</p>	<p>平面駐車場 (100台)</p> <p>機械式駐車場① (90台)</p> <p>機械式駐車場② (80台)</p> <p>建築物</p> <p>① 90台分の駐車施設のうち、10台分がバリアフリー対応している機械式駐車場 ② 車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所を設けない機械式駐車場</p>
車椅子使用者用駐車施設の必要設置数	駐車施設の総数 $100 + 20 = 120$ 台 $120 \text{台} \times 2\% = 3$ 台 車椅子使用者用駐車施設の数 平面1台 + 機械式20台 = 21台 > 3台	駐車施設の総数 $100 + 90 + 80 = 270$ 台 $270 \text{台} \times 1\% + 2 \text{台} = 5$ 台 車椅子使用者用駐車施設の数 平面1台 + 機械式①10台 = 11台 > 5台

3-2 規則改正の概要【駐車施設】

② 増築等の場合の設置数の考え方

※国土交通省のHP掲載資料を一部引用しています。

- 増築等をする場合には、以下の規定が適用される。
- ① 増築等に係る部分に多数の者が利用する駐車場の**駐車施設がある場合、増築等に係る部分の駐車施設数に応じた数以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける。**
 - ② 増築等に係る部分に多数の者が利用する駐車場の**駐車施設がない場合、駐車場全体で1以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける。**
 - ③ 既存の車椅子使用者用駐車施設がある場合、**既存のもの数と新設するもの数を合算して、必要設置数を満たせばよいこととする。**

	増築等に係る部分	左記以外の部分	備考
便所	増築等に係る部分を有する階の数以上を設ける		・ 既存の便所と新設する便所の数を合算して、必要設置数を満たせばよい。
車椅子使用者用便房	増築等に係る部分を有する階で、便所を有する階に基準に沿った数を設ける		・ 既存の車椅子使用者用便房と新設する車椅子使用者用便房の数を合算して、必要設置数を満たせばよい。 ・ 必要数の算出に用いる面積は増築等に係る部分のみの面積を対象とする。
客席		基準なし	・ 劇場等の客席以外の部分の増築等をする場合は改修は不要。
駐車場	基準に沿った数を設ける	駐車場全体で1箇所以上を設ける	・ 既存の車椅子使用者用駐車施設と新設する車椅子使用者用駐車施設の数を合算して、必要設置数を満たせばよい。 ・ 増築等に係る部分に駐車場がない場合、左記以外の部分の基準を適用する。

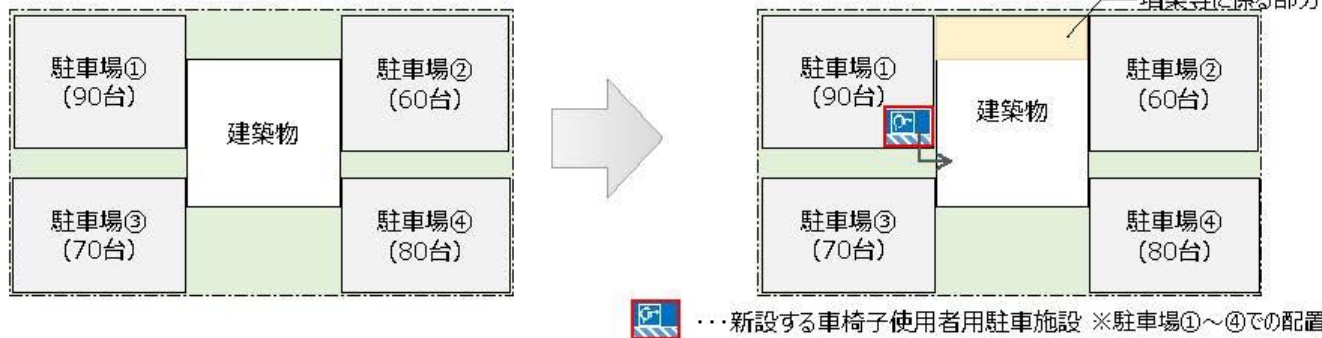
ケース1 (①建築物の増築等の際に駐車施設を増設する場合)

増築に係る部分の駐車施設数に応じた数以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける。



ケース2 (②建築物の増築等の際に駐車施設を増設しない場合)

駐車場全体で1以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける。



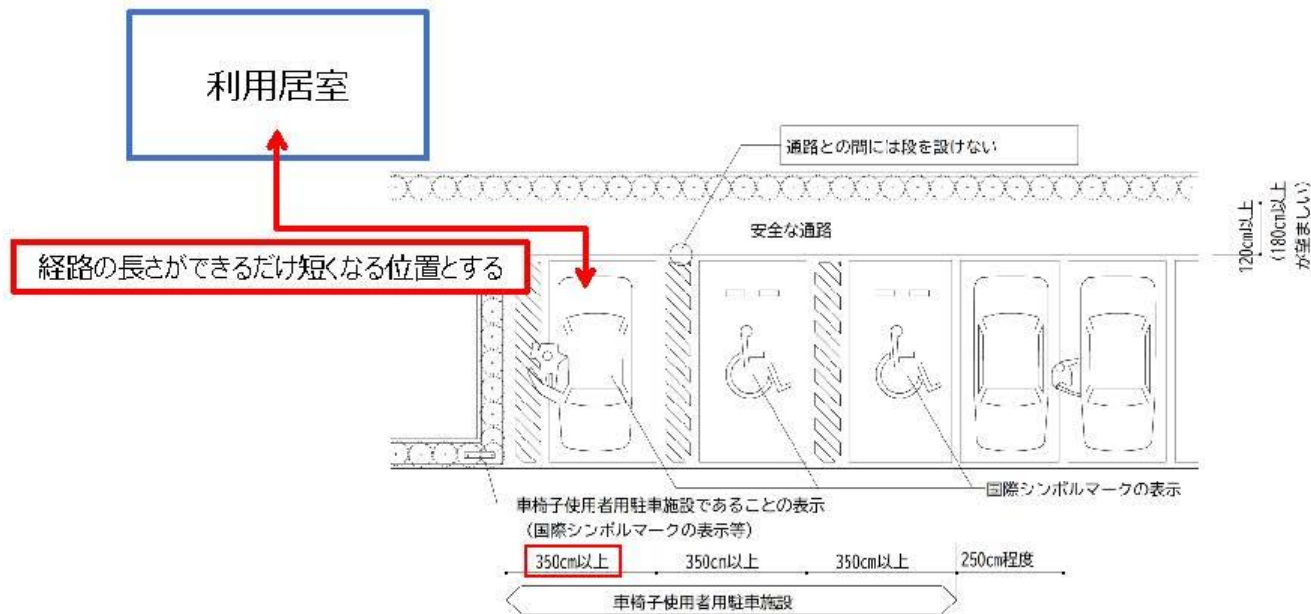
3-2 規則改正の概要【駐車施設】

③ 車椅子利用者用駐車施設の構造基準

※国土交通省のHP掲載資料を一部引用しています。

- 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。
 - ・幅は、**350cm以上**とすること。
 - ・当該車椅子使用者用駐車施設から**利用居室までの経路の長さ**が**できるだけ短くなる位置**に設けること。

<車椅子使用者用駐車施設の設計例>



350cm以上 : 政令で定める構造基準

※車椅子使用者用駐車施設の路面の青色塗装による利用対象者の情報提供などに取り組むことが重要。

3-2 規則改正の概要【駐車施設】～Q&A～

NO.	Q	A
1	増改築等をする部分に不特定多数の者等が利用する駐車場を設けない場合で、既存の駐車場に基準を満たした車椅子利用者用駐車施設が1以上ある場合、さらに1以上設ける必要があるか。	既存駐車場に1以上の車椅子利用者用駐車施設があり、改正後の令第18条第1項の基準を満たしている場合は、新たに設ける必要はありません。
2	増改築等をする建築物に不特定多数の者等が利用する駐車場を設けず、その工事に関連する外構工事で平置き駐車場を設ける場合、令和6年告示第1072号第3号ロ「増築等に係る部分に不特定多数利用駐車場を設けない場合」に該当するか。	左記の場合は、令和6年告示第1072号第3号イに該当するため、外構工事で新たに設ける平置き駐車場の駐車施設数に応じて必要となる数以上の車椅子利用者用駐車施設を設けることとなります。
3	建築基準法における敷地の外に設置される駐車場については、令第18条の駐車場の規定は適用されないと考えてよいか。	バリアフリー法では敷地の定義がされていないが、建築基準法と同義であると解釈してよく、左記の場合、令第18条の規定は適用されません。

3-2 規則改正の概要【駐車施設】～Q&A～

NO.	Q	A
4	機械式駐車場において、利用居室から車椅子使用者用駐車施設までの経路（移動等円滑化経路）は格納空間内の乗降スペースまでの経路を指すか。	機械式駐車場の出入口から利用居室までの経路を指します。乗降スペースから機械式駐車場の出入口までは車椅子使用者が円滑に移動できる幅員を確保することが必要であり、格納空間内は、900mm以上の経路を確保することが望ましいです。

3-3 規則改正の概要【劇場等の客席】

端数は切り上げ

現行	バリアフリー 施行令	福まち条例 規則
車椅子 使用者用客 席	基準なし	



改正後	バリアフリー 施行令	福まち条例 規則
1 車椅子 使用者用 部分の数	<ul style="list-style-type: none"> 座席の数が400以下の場合 ： 2 以上 座席の数が401以上の場合 ： 0.5%以上 	500㎡以上 : 同左 300㎡以上～500㎡未 満 : 1 以上
2 車椅子 使用者用 部分の構 造基準	<ul style="list-style-type: none"> 幅は90cm以上 奥行きは135cm以上 床は平らとする 客席から客席出入口ま での経路の 1 以上を移動等 円滑化経路とする 	同左

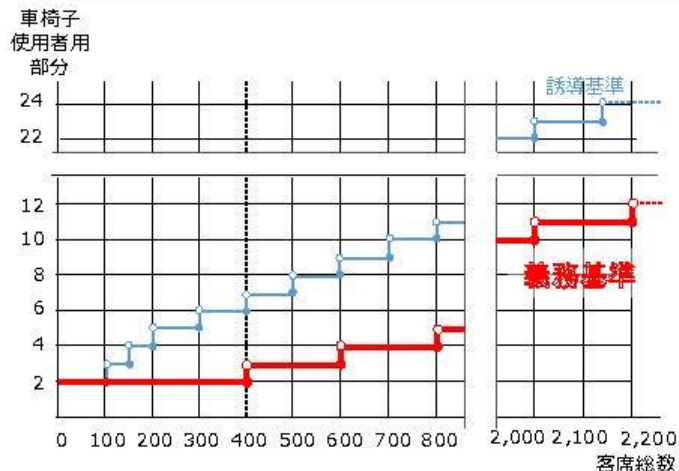
3-3 規則改正の概要【劇場等の客席】

① 車椅子利用者用部分の設置の考え方

* 「車椅子利用者用部分」とは、車椅子の転回に支障がないこと
その他車椅子利用者が円滑に利用することができるものとして
国土交通大臣が定める基準に適合するスペースをいう。

※国土交通省のHP掲載資料を一部引用しています。

- 劇場等の客席における車椅子使用者用部分は、座席の総数に対する割合で定める数以上を設ける。
 - ① 座席の数が400以下の場合 2以上
 - ② 座席の数が401以上の場合 0.5%以上
- 同一建築物に複数の客席を設ける場合、各客席の座席数に応じて必要な数以上の車椅子使用者用部分を各客席に設ける。



		複数の客席を設ける場合	
車椅子使用者用部分の設置イメージ			
	車椅子使用者用部分の箇所数	客席① 200席の客席 客席② 200席の客席 客席③ 600席の客席	2箇所以上 2箇所以上 3箇所以上

「客席」とは

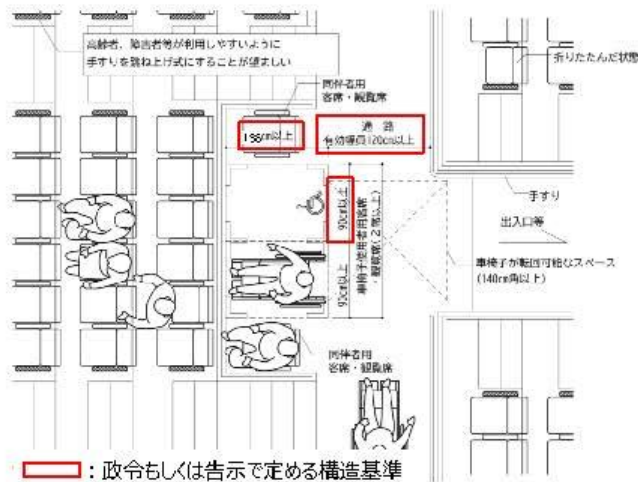
・設けられる個別の座席ではなく、劇場等における座席が並べられた室（空間）

「座席」とは

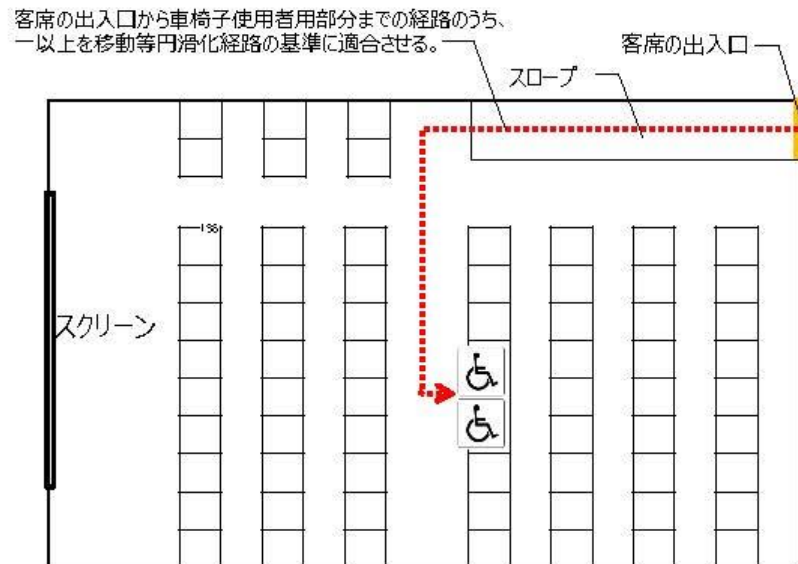
・床に固定された椅子を有する席（移動可能な席、スタッキングチェア、画面と連動して動く席などは座席に含まない）

- 車椅子使用者用部分は、次に掲げるものでなければならない。
 - ・幅は、**90cm以上**とすること。
 - ・奥行きは、**135cm以上**とすること。
 - ・床は、**平らとすること**。
- 客席の出入口から車椅子使用者部分までの経路を**移動等円滑化経路(政令19条)**とする。

<車椅子使用者用部分の設計例>



<車椅子使用者用部分までの経路のイメージ>



3-3 規則改正の概要【劇場等の客席】

② 増築等の場合の基本的な考え方

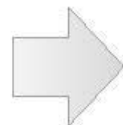
※国土交通省のHP掲載資料を一部引用しています。

- 増築等をする場合には、以下の規定が適用される。
 - ① 劇場等の客席の増築等をする場合、増築等に係る部分の座席数に応じた数以上の車椅子使用者用部分を設ける（既存部分への増設を含む）。
 - ② 劇場等の客席以外の部分の増築等をする場合、車椅子使用者用部分に係る改修は不要。

	増築等に係る部分	左記以外の部分	備考
便所	増築等に係る部分を有する階の数以上を設ける		<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の便所と新設する便所の数を合算して、必要設置数を満たせばよい。
車椅子使用者用便房	増築等に係る部分を有する階で、便所を有する階に基準に沿った数を設ける		<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の車椅子使用者用便房と新設する車椅子使用者用便房の数を合算して、必要設置数を満たせばよい。 ・ 必要数の算出に用いる面積は増築等に係る部分のみの面積を対象とする。
客席	基準に沿った数を設ける	基準なし	<ul style="list-style-type: none"> ・ 劇場等の客席以外の部分の増築等をする場合は改修は不要。
駐車場		駐車場全体で1箇所以上を設ける	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の車椅子使用者用駐車施設と新設する車椅子使用者用駐車施設の数を合算して、必要設置数を満たせばよい。 ・ 増築等に係る部分に駐車場がない場合、左記以外の部分の基準を適用する。

ケース1 (①劇場等の客席の増築をする場合)

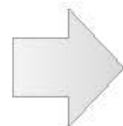
増築に係る部分の座席数に応じた数以上の
車椅子使用者用部分を設ける。



...新設する車椅子使用者用部分

ケース2 (②劇場等の客席以外の部分の増築等をする場合)

新規の車椅子使用者用部分の設置は求めない。



...新設する車椅子使用者用部分

3-3 規則改正の概要【劇場等の客席】

③ 車椅子使用者用経路の構造基準

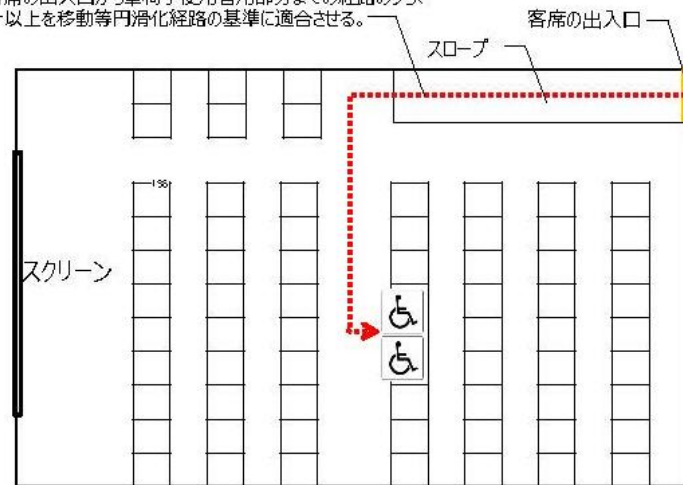
3-3 規則改正の概要【劇場等の客席】

客席の出入口から車椅子使用者用部分までの1以上の経路（車椅子使用者用経路）は移動等円滑化経路として整備が必要

劇場等の床面積	経路の幅	その他の構造基準
500㎡以上	120cm以上	<ul style="list-style-type: none"> ・粗面又は滑りにくい材料 ・傾斜路等上端に点状ブロック等設置 ・50m以内毎に転回スペース ・段又は12分の1を超える傾斜路は設けない
300㎡以上 ～500㎡未満	90cm以上	<ul style="list-style-type: none"> ・傾斜路は高さ75cm以内毎に踊場設置など <p>※政令第19条第2項参照 ※条例小規模対象建築物は規則で政令と同様の基準を付加している</p>

＜車椅子使用者用部分までの経路のイメージ＞

客席の出入口から車椅子使用者用部分までの経路のうち、
一以上を移動等円滑化経路の基準に適合させる。



↑ 国土交通省資料より抜粋

3-3 規則改正の概要【劇場等の客席】 ～Q&A～

NO.	Q	A
1	一つの施設に複数の客席（空間）がある場合、客席ごとに車椅子使用者用部分の設置数を算定するのか。	客席ごとに算定します。
2	設置数を算定する元となる座席の総数に車椅子使用者用部分は含まれるか。	含みません。

4 告示改正に伴う容積率緩和対象の拡大

バリアフリー法第24条容積率特例制度の対象拡大

※国土交通省のHP掲載資料を一部引用しています。

バリアフリー法第24条に基づく容積率緩和の特例制度の適用要件を定めた「国土交通省告示第1481号」に**車椅子使用者用便所の設置のみで特例が可能となるよう規定を追加すること**で**車椅子使用者用便所の設置を促進する**。

	現行	見直し案																				
特定建築物	次の基準に適合すること ・全ての建築物特定施設が誘導基準に適合する	次の基準の いずれか に適合すること ・全ての建築物特定施設が誘導基準に適合する ・ 車椅子使用者の到達可能な車椅子使用者用便所※を設ける																				
特定建築物以外	次の基準に適合すること ・以下の全てに適合する <table border="1"> <tr> <td>出入口</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>廊下</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>階段</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>便所</td> <td> ・腰掛便座及び手すりの設けた便房がある ・出入口の幅が80cm以上である ・戸を自動開閉とするなど車椅子使用者が容易に開閉・通過できる構造である </td> </tr> <tr> <td>敷地内通路</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	出入口	(略)	廊下	(略)	階段	(略)	便所	・腰掛便座及び手すりの設けた便房がある ・出入口の幅が80cm以上である ・戸を自動開閉とするなど車椅子使用者が容易に開閉・通過できる構造である	敷地内通路	(略)	次の基準の いずれか に適合すること ・以下の全てに適合する <table border="1"> <tr> <td>出入口</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>廊下</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>階段</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>便所</td> <td> ・腰掛便座及び手すりの設けた便房がある ・出入口の幅が80cm以上である ・戸を自動開閉とするなど車椅子使用者が容易に開閉・通過できる構造である </td> </tr> <tr> <td>敷地内通路</td> <td>(略)</td> </tr> </table> ・ 車椅子使用者の到達可能な車椅子使用者用便所※を設ける	出入口	(略)	廊下	(略)	階段	(略)	便所	・腰掛便座及び手すりの設けた便房がある ・出入口の幅が80cm以上である ・戸を自動開閉とするなど車椅子使用者が容易に開閉・通過できる構造である	敷地内通路	(略)
出入口	(略)																					
廊下	(略)																					
階段	(略)																					
便所	・腰掛便座及び手すりの設けた便房がある ・出入口の幅が80cm以上である ・戸を自動開閉とするなど車椅子使用者が容易に開閉・通過できる構造である																					
敷地内通路	(略)																					
出入口	(略)																					
廊下	(略)																					
階段	(略)																					
便所	・腰掛便座及び手すりの設けた便房がある ・出入口の幅が80cm以上である ・戸を自動開閉とするなど車椅子使用者が容易に開閉・通過できる構造である																					
敷地内通路	(略)																					

※ 車椅子使用者用便所の構造は以下の通り

- ・ 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること
- ・ 車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間が確保されていること

赤字:現行の基準に追加した箇所